

○加算に係る利用料金(1日又は1月につき)

初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日に30単位(円)を算定します。(合計900円) 30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様となります。	30円/日
認知症加算(Ⅲ)	先生の診断(認知症高齢者日常生活自立度)によって判断し、認知度の度合いに基づいて加算を算定します。	760円/月
認知症加算(Ⅳ)	専門性を持って支援を行っている職員(認知症実践者研修)を受けた職員を配置しており、専門性を持って取り組んでいる事に伴う加算です。	460円/月
看護職配置加算	看護職員を一定以上配置していることで算定できる加算です。	700円/月
総合マネジメント体制強化加算	専門職と連携相談しながらケアプランの作成を行っており、利用者の状況に応じて随時計画を見直しております。また、地域交流室を設けており、地域の方々との交流を図っております。これらにより算定できる加算です。	1200円/月
訪問体制強化加算	1月の訪問回数が200回以上、訪問サービスを提供する常勤の職員が2名以上いることで算定できる加算です。訪問職員を配置するための <u>人員配置基準を満たしている必要がある為、基準を満たしている時のみ算定しております。</u>	1000円/月
サービス提供体制強化加算	事業所における、介護福祉士の割合基準を満たしており、届け出を行っている為、加算を算定しております。	750円/月
科学的介護推進体制加算	令和3年4月の改正によって、多くの事業所に新設された加算です。厚労省へのLIFE(ご利用者のADL等)のデータ提出を行っており、基準を満たすことで加算取得が可能となりました。	40円/月
生産性推進体制加算	生産性向上推進体制加算とは、介護現場の生産性向上へ向けた委員会を設置し、ICT等を活用して業務効率の改善を図ることで算定できる加算です。	10円/月
介護職員処遇改善加算	介護職員の給料を上げるために創設された、介護現場のベースアップにつながるための加算となります。	所定単位数×18.6%/月